

エドマンド・バークの経済的自由主義—自由な市場の前提—

Kiyoshi TACHIKAWA (Seijo University)

Edmund Burke's Economic Liberalism

立川 潔(成城大学)

(要旨)

本報告で明らかにすることは、自由な市場は、階層社会によって支えられなければならないとともに、その一契機でもあるというバークの認識である。

バークにとって、本性として過剰に走りがちな貨幣追求が繁栄の主要原因となりうるのは徳と名誉を優位な価値とする階層社会においてである。経済をも含めた政治は抽象的な権利の実現ではなく「便宜の基準」に基づかなければならない。したがって、状況が刻々と変化する政治において、何より求められるのは「政治的理性」(慎慮)である。この政治的理性を発揮する「自然な貴族」は事実上大土地所有者である。彼らは、社会を安定させるとともに政治的理性を発揮する不可欠な存在である。徳とそれに与えられる名誉が必要な所以である。

自由な市場の中核的な人間関係は雇用関係であるが、バークはそれが相互的な権利・義務の付随するコモン・ロー上の身分関係であることを正しく把握しており、雇用関係を労務と報酬のたんなる交換関係として捉える平板な理解に陥っていない。さらに階層社会が政治的理性を確保したように、自由な市場における雇用関係は農業全体の「自然で正当な序列」を担保する。「商業の通常原理」は、相互的な権利・義務の付随する人間関係の下で有益に作用する。それをばらばら個人に解体すれば富追求の暴走をゆるし「投機精神を生活の隅々にまで拡大させ」てしまうことをフランス革命の推移の中に洞察していた。

バークは、近代化を「身分から契約へ」という認識枠組で捉える我々からすると時代錯誤の思想家に見える。しかし、バークが、階層的な社会秩序とコモン・ローの下で「500年間の自由の拡大と繁栄の増進」を享受したイギリスの経験を語っていたことを踏まえれば、問われるべきは、近代化を「身分から契約へ」という認識枠組で捉える、あるいは身分関係をはぎ取った抽象的な人間を前提として市場を語る我々のほうではなからうか。

I 問題の所在

エドマンド・バーク(Edmund Burke)は、「金銭愛」を「繁栄の主要な原因」と認めるとともに(IX,347)、「政府が市場に現れるやいなや、市場のあらゆる原理は転覆させられる」(IX,135)と述べて、市場の自由な働きを擁護している。この立場は債券市場においても貫かれており、「貨幣の価値は市場における交換比率で判断されなければならない。貨幣市場を、あるいはいかなる市場であれ、ねじ曲げることは、あらゆることの中で最も危険である」(IX,346-47)と主張している。

このような言説を踏まえれば、バークは明らかに経済自由主義を擁護していると結論することができよう。しかし、自由な市場の働きを支えている人間関係や社会構造についての彼の見解を視野に入れず、自由な市場の擁護者か否かという二分法を適用するならば、バークは極めて誤解されやすい立場におかれてしまう。バークは、身分関係をはぎ取られた抽象的な個人を前提とした自由市場を論じた(Barry,104)のではなく、ましてや「自己調整的市場」(Polanyi,71-72,132)を創出しようとしたのでもなく、当時のイングランドの社会制度の一環として組み込まれていた市場を擁護していたからである。バークにとって、自由な市場は、階層的な社会秩序によって支えられなければならないとともに、階層的な社会秩序と対立するどころかその一契機として認識されていたのである。

そこでIIでは自由な市場の下で金銭愛が社会の繁栄をもたらすためには階層的な社会秩序が、そして徳と名誉という価値が優位を占めることが前提とされていたことを明らかにする。

ところでこのような階層社会を支える土地財産の優位を担保しているのがコモン・ローである。「土地法は私法

ではなく、公法が土地法であり、あらゆる種類の公的及び政治的権利は、土地に対する権利と緊密かつ全く解き放ちがたい形で融合してしまっている」(Maitland,150)と言われるように、コモン・ローは地主支配体制を支えてきた。パーク自身、「土地財産と結びついた政党」(Corr.VII,52-53)に属することで、「君主による専制政」と「群衆による専制政」という意思の支配に抗して法の支配を保守してきたことを自負している。パークはまさに「政治的自由の原理を土地財産についての我々の法の原理に結びつけていた」(Pocock,212)。そこでⅢではパークがこのようなコモン・ローが前提とする人間関係を自らの社会思想の根底に据えていたことを明らかにしたい。Ⅳでは、自由な市場を支えている雇用関係が身分関係であることをパークは正しく認識していたこと、それゆえパークにとって、自由な市場は階層的な身分秩序となんら矛盾するものではなく、むしろその一契機と認識されていたことを明らかにする。Ⅴではパークが、身分関係と階層的な社会秩序を解体させることは富追求の暴走を生み出し「投機精神を生活の隅々にまで拡大させる」(VIII,240)ことになってしまうことをフランス革命の推移の中に洞察していたことを示していきたい。

Ⅱ 自由市場を支える階層的な社会秩序と政治的理性

イングランドは「法によって支配され、一国の偉大な世襲財産と世襲的爵位によって抑制され平衡を保たれている君主政、しかもこの二つながら、然るべき恒久機関を通して働く人民全体の理性と感情とによる賢明な牽制によって抑制されている君主政」(VIII,173)の下で「この500年間の自由の拡大と繁栄の増進」(IV,221)を実現してきたというのがパークの基本的な認識である。パークにとってイギリスの国制は、その自由とともに、自由意思を排しコモン・ローの原則に従って法定相続人に相続される「法定相続財産(inheritance)」そのものなのであり(VIII,83)、この「法定相続財産の観念」が、「利己的な気質や視野の偏狭さの結果」である「革新(innovation)の精神」(VIII,83)と親和性をもつ貨幣追求を制御していると捉えられている(立川[2020])。

「国王、宮廷、壮麗な騎士階級、世襲貴族が存在し、長子相続法と家族継承財産設定の保護とによって富貴な状態を保っている安定した恒久的な地主ジェントリーが存在し、常備の陸海軍が存在し、さらに学識者と才能ある人々に宗教の利益と国家と結びついた利益を与えている国教会が存在している。これらが存在している国では、新たに取得され、その持続が不安定な富は、決して首位もしくはそれに近い位階を占めないということが物事の自然な働きである。もとより、富は、人為的な制度やそれらから生成する通念によって、他国と同様に我が国においても釣り合わされたり凌駕させられたりはしているが、生来の影響力はそれ以上なのである。」(VIII,347)

ここでいう富とは貨幣のことである。「貨幣は近時になって獲得されたものであるから、如何なる刷新(novelties)ともより自然に合流する。だからこそ、それは変化を求める人が皆頼ろうとする富なのである」(VIII,159-60)。留意したいのは、貨幣という不安定な富が社会的に優位な地位を占めないことが、「金銭愛」を「繁栄の主要な原因」とするための必要条件と認知されていることである。

イングランドが「500年間の自由の拡大と繁栄の増進」を享受しえたのは、この国制が「意思や欲望に対する抑止力」(VIII,332)を提供することで、ともすれば「相場と投機精神」を蔓延させがちな金銭愛を制御しているからなのである。金銭愛自体は繁栄の主たる原因であるが、しかし専一的な貨幣追求は繁栄を享受してきた社会自体を破壊するほどの「生来の影響力」をもっているとパークは洞察する。

「富が徳と公的名誉の忠実で精励な奴隷であれば、富は所を得るのであり、その本来の力を発揮する。……富は、目や手を持たずそれ自身の中に真の生命力を何一つもっていないのだから、自らの生命力である存在、自

らの正統な主人、そして自らの有力な保護者よりも長くは存在できない。我々が自らの富を支配するならば我々は富裕かつ自由となる。しかし我々の富が我々を支配するならば、我々は確実に貧しくなる。」(IX,194)

このように貨幣が社会的に優位な地位を占めないことが繁栄の原因となりうる。徳と名誉の追求を行う存在が、社会にとって、さらに富の追求それ自体にとっても不可欠な存在であることをバークは強調する。

しかし自然権論者は、「あらゆる人は、自分自身を統治しなければならない」という自己統治権から、議員が本人の代理である「個人代表制」でなければならないことを、さらに「他のあらゆる統治は篡奪であり、その統治は、我々の服従を要求する権利をもっていないどころか、そのような統治に反抗することは我々の権利であるだけではなく義務である」(IV,218)という結論を導き、階層社会を崩壊させようとする。

バークは二つの論拠から現存する階層社会を正当化する。一つは時効とそれに伴う推定である。「ある国民が既存の統治組織の下で長期にわたって存続し繁栄してきたということが「まだ試みられたことのないいかなる企画よりも、その統治組織を支持する推定の根拠となる」(IV,219)ということから、バークは「この500年間の自由の拡大と繁栄の増進」を実現してきた「実質代表制」と混合政体の正当性を擁護する(IV,221)。

さらに、「便宜の基準」に従って政治を行う能力としての「慎慮」(「政治的理性」)の確保という根拠である。統治は、抽象的な権利ではなく、「共同体及び共同体のすべての個人にとって利益である」という「便宜の基準」に従ってなされるべきである(IV,221)。しかも、政治社会的状況は日々刻々と変化するのだから、政治は「慎慮に基づく決定」、すなわち「善悪の多寡、遅速、そして好都合・不都合の計量に基づいて決定され」(IX,600)されなければならない。したがって政治的問題を処理するには専門知と政治的理性が不可欠である。政治的理性という徳とそれに与えられる名誉が必要な所以である。

「政治的理性」を発揮しうる政治家と人民の関係は信託の関係でなければならない。バークはそれを医者と患者の関係に譬えている。

「人民は主人である。彼らは自分達の欲求を大まかに漠然と表明するだけでよい。我々[政治家]は老練な専門家、有能な職人として彼らの欲求を完全な形にまとめ上げ、それに役立つ用具を選び出す。彼らは患者であり、苦痛の症状を告げるが、我々はその正確な病巣を突き止めて、医術の定める通りの治療を施すわけである。」(III,547)

政治的理性を発揮して政治社会を指導する人々が「自然な貴族、すなわち、コンヴェンションによって集団を代表し強化するために任命されている人々」(IV,454)である。バークにとって「このような貴族を必然的に生み出す政治社会の状態こそ自然状態なのであり、野蛮で結合力のない生活状態よりも格段にそうなのである。人間は生来理性的であるがゆえに、理性が最高度に陶冶され支配的な立場を占める場所におかれたときにこそ、最も完全な意味で自然状態にある」(IV,449)。バークにとって自然な貴族は大土地所有者である。もちろん現実の貴族が政治的理性を陶冶するとはかぎらない。しかし、自然な貴族は現実の大土地所有者から形成されることが「推定」されるのであり、それが「事実上の真理」なのである(IV,448)。個人代表制はこの自然状態を転倒させてしまい、政治的理性を欠くことで社会及び個人の利益を実現しえないとバークは判断する。

III コンヴェンションの所産としての政治社会とコモン・ロー上の身分関係

バークは「政治社会はコンヴェンションの所産」(VIII,110)だと主張する。人々は、政治社会という結びつきから得られる共通利益を了解すること、すなわちコンヴェンションに基づいて契約を結ぶ。ひとたび契約が結ばれば、契約当事者の自由意思とは独立に権利・義務が付随する身分関係に入る。この点で自らの自由意思で自

らの権利・義務を合意する社会契約論者との違いは明らかであろう。

「政治社会は、最初は自由な意思による行為の産物であったかもしれない。……人々は自らの選択とは無関係にその結びつきから利益を引き出す。そして、これらの利益の結果、自らの選択とは無関係に義務に従っているものであり、さらに自らの選択とは無関係に、実定法の責務にいさかも劣らない拘束力をもつ実質的な責務を取り結ぶのである。」(IV.442)

ここから、自律した諸個人が自由意思で自らの権利・義務を決定するという大陸法的意思理論に基づく契約概念とは対照的なコモン・ロー上の契約概念を読み取ることができよう。パウンド(Roscoe Pound)によれば、コモン・ローは2つの性格を併せ持っている。1つは個人的自由と個人財産の尊重に示される個人主義という側面である(Pound,13-17)。最高度に社会的な重要性をもつ問題も、ジョン・ドウとリチャード・ロウとの私的な争いとして、つまり社会正義としてではなく個人的な権利の問題に落とし込むという個人尊重の姿勢である。法を強制し権利を擁護することを個人のイニシアティブに委ねるのであり、個人の身体的、精神的、経済的自由へのあらゆる干渉を警戒する。バークも「地上のいかなる権力といえども、私の生命、自由、財産に指一本触れることができない」(IV.224)ことを強調するとともに、すでに述べたように市場への国家介入を厳しく批判する。コモン・ローの個人尊重の思想はバークの社会思想にしっかりと継承されている。

コモン・ローのもう一つの性格は、権利と義務を、自由意思による合意の産物としてではなく人間関係に付随するものとして捉えるという点である。封土を媒介とした封主-封臣関係にその淵源があるコモン・ローでは、なるほど契約は自由意思でなされるが、しかしそれは相互的な権利・義務が予め付随している法的身分関係に入ることへの合意なのである。しかもこの関係は一方的な支配従属関係ではなく、双務的な関係であることに留意しておきたい。上記で確認したバークの契約概念はまさにこのコモン・ローの特徴を反映したものといえよう。

コモン・ローは一方で個人主義をあと押しつつも、個人主義が過度に流れるのをこの身分関係によって防ぐことをその特徴としているのであり、このコモン・ロー上の身分関係を基盤にイギリスは近代化を遂げてきた。それゆえイギリスの近代化を考える際には、メイン(Henry Maine)の「身分から契約へ」という周知の定式は必ずしも成り立たないのである。

近代社会が支配服従関係を作り出す契約—雇用契約や結婚契約—によって支えられていることは最近の雇用関係や女性学の研究によって知られている(森, Deakin & Wilkinson, Pateman)。もちろん、これらの研究が与えるこうした契約に対する評価は、すぐ見るようなバークの積極的な評価と著しく対立するものではあるのだが、しかし近代社会の人間関係を取り結ぶ契約が平板な対等な人間関係を形成するものではないことを明らかにしている点では認識を共有しているということができよう。

バークは、コモン・ローの相互的な権利・義務関係が育む信頼関係—「愛着の原理」(VIII,139)—こそが商業文明を可能にしていることを強調する。たとえば、バークによれば、法の支配を可能にしたのは、「国王を恐怖から解放することで、国王と臣民をともに専制に対する警戒から解放した誠実(Fealty)という古い封建的騎士道精神」(VIII,129)が、国王と直属受封者との関係を頂点とする封主-封臣関係によって社会全体に醸成されたからである。ヒューム(David Hume)やスミス(Adam Smith)が、商業は洗練された習俗を生み出したことを強調するのに対して、商業文明は騎士道精神が育む習俗に負っているとバークが主張するのは、法の支配の前提には封建関係が育む愛着の原理による信頼関係が不可欠であるとの認識からであった。さらにこの古来の騎士道の原理が「我々の時代にまでも及んでいる」(VIII,127)というバークの主張は、封建的奉仕が消滅した後も封主-封臣の相互的な権利と義務の類推であるコモン・ローが一般的な人間関係を規定しているとの認識に基づいたものと言える。

もちろん、このような封主-封臣関係が育む愛着の原理は多分に美化されたものであり、幻想といえよう。実はバーク自身もこれが幻想であることを十分に承知していた。しかし、このような幻想こそ「権力を優しきものとし、服従を自由人にふさわしくする快い幻想」(VIII,128)であり、自由人が強制によらず自主的に他者に従うことを可能にする「自然な従属の原理」として作用するのである。自由な社会秩序にとって不可欠な権威はこのような相互的な権利・義務関係によって確保される。それゆえ、この幻想が啓蒙思想によって消滅させられることをバークは恐れていた。それは人間の自己統治権を強調することで「自然な従属の原理」を消滅させ、社会を「単に多数の漠然とした、ばらばらな個人」(IV,445)に解体し、意思の支配、専制政を導くことになるからである(IX,89-90)。非合理的な幻想によって「合理的な自由(rational liberty)」は支えられているのである。

このようにバークにとって政治社会は、共通利益の了解というコンヴェンションによって形成される。自由意志で契約がなされても、権利・義務は自らの自由な意思で決定しうるのでなく、結ばれる関係に付随する。そしてこの関係が育む愛着の原理が「意思や欲望に対する抑止力」となり「自然な従属の原理」として作用する。

バークにとって、自由な意思によって自らの権利・義務を決定する自己決定権を主張する自然権思想は、このような身分関係を崩壊させ、人々を、貨幣資産の多寡による境遇の差異を除いて平準化させ、「自由の拡大と繁栄の増進」を実現してきた社会を破壊してしまう思想であった。「フランス流の人間の権利の基礎の上に」形成される政府は、「完全に世襲的な名称や官職を廃止し、(貨幣が違いを作らざるをえない地位を除いて)人間のあらゆる社会的地位を平準化し、領地と威厳の間のあらゆる結びつきを切断し、あらゆる種類の貴族、郷紳と国教制度を廃止する」(VIII,344)。バークにとって自然権思想は、貨幣による結びつき以外のあらゆる結びつきを切断し「ばらばらな個人」を生み出すとともに、貨幣に社会的優位を占めさせる思想であったのだ。

IV 自由な市場とコモン・ロー的身分関係

バークが擁護する自由な市場はコモン・ロー的身分関係を破壊するどころか、むしろその関係を維持する契機であった。まず興味深いのは、現実のイギリスの富者と労働者の関係をバークは信託の関係として捉えていることである。

「彼ら[富者]自身は、労働者の受託者であり、彼らの蓄えは労働者達の銀行である。彼らにその意図があろうとなかろうと、実際彼らは自らの信託を履行している。……概してその義務は遂行され、あらゆるものが、極めて僅かな手数料と先払い利子だけを差し引いて、それが生じたところに戻るのである。」(IX,121)

信託関係においては、受託者は、受益者のために自らの信託財産を運用しなければならず、自らの利益のために運用してはならない。バークは、受託者である富者は、「その意図があろうとなかろうと」市場を通じて「極めて僅かな手数料と先払い利子」という信託を運営する経費相当部分だけを受領し、自己労働に基づく所有を近似的に実現させるとともに、受益者である労働者の生活状態を改善させてきたことで受託責任を果たしていると評価する。かりに富者の年間消費量を全て分配するとしても労働者の数は多数なのだから「労働する人々、すなわち自分自身と被扶養者達とを実際に養っている人々の、一晚の夕食に、一切れのパンとチーズすら与えはしない」(IX,121)。所得再分配よりも信託関係を担保する自由な市場のほうがはるかに受益者である労働者の利益を実現しうるとバークは主張する。

バークは、自由な市場が必然的に労働者の境遇を改善するものではないことを知悉しているが、時効とそれに伴う推定に基づいて、長期にわたって労働者の生活水準を向上させてきた現実のイギリスの自由な市場を、1795年の食糧不足をきっかけに浮上してきた新たな国家介入—穀物価格や賃金の統制—から擁護する。「政治的問題は一義的には真偽にはかかわらない。それは善悪にかかわる。……善を生み出すものは政治的に正

しい」(IV,444-45)。バークにとって富者に受託者の責任を果たさせている市場は、階層社会がそうであったように「政治的に正しい」と判断される。

さらに留意すべき点は、富者と労働者の関係を信託関係と捉えることは、富者の義務違反を追求する論拠ともなっていることである。バークは、受託者には受益者との「利益の一致と感情と欲求の共感」が不可欠としているが、たとえばアイルランドやインドの場合、そのような愛着の欠落によって労働者の慢性的な貧困が放置されていることをバークは厳しく批判する(IX,629-30)。富者が受託者の責任を果たす市場でのみ信託関係は成り立つ。

労働者と雇主についてバークは、「当事者の相互的な便宜と、さらに言えば彼らの相互的な必要とによって命じられるコンヴェンション」(IX,p.126)に基づいて自由な意思で契約を結ぶが、しかし、「契約がなされると彼らの自由裁量権は終熄し」「服従関係の連鎖(chain of subordination)」に入るのだと言う。明らかにバークは、雇用関係を相互的な権利・義務の付随する身分関係として捉えているのであり、労務と報酬のたんなる交換関係として捉える平板な理解に陥っていない。

バークは、自由な市場における農業経営者と農業労働者の利益の緊密な相互依存性を強調する。農業経営者にとって効率的で迅速に農作業がなされることが自らの利益であるが、そのためには「労働者に十分な食糧が与えられ…身体を力一杯に、精神を陽気で快活に保つ」ことが必要である。「他方、農業経営者が労働者から利潤を得られなくなり、彼の資本が引き続き施肥され実を結ぶことができなければ、農業経営者が、彼が用いる道具〔被傭人(man)〕の保護に適した豊富な衣食住を持続できない」(IX,125)。したがって農業経営者は、「古代人の分類による声を出す道具」である「被傭人」の保護者としての役割を果たす(IX,125)。しかも農業経営者が貪欲であればあるほど保護者としての性格は強まる。というのは「彼は自らの収益を増加したければ、それだけますます労働者の良好な状態に関心を寄せるからである。彼の収益は主に労働者の労働に依存している」(IX,126)からである。ここから愛着の原理が形成されるような長期的な雇用関係が前提されていることを読み取ることができよう。こうして自由な市場の下では労働者に対する保護は農業経営者の貪欲と矛盾するどころか却って増大する。「商業の通常の原理とは、生産者は、詐欺や暴力なしに彼が生み出しうるあらゆる可能な利潤を目指すことが許されるし、期待されてもいるのであり、豊富や欠乏を最大限利用することも、自らの商品を自分の好きな時市場から引上げたり売りに出したりすることも、さらに自らの蓄えや利潤について誰にも知らせないことも許されているし、期待されてもいるということ」(IX,130)だが、それは、こうした身分関係の下で有益に作用するのである。

さらに、階層社会が政治的理性を確保したように、自由な市場は、農業全体の「自然で正当な序列」を担保する。「家畜は犁や荷車に対して情報を提供する原理であり、労働者は家畜に対して理性であり、農業経営者が労働者に対して思考し主宰する原理である」(IX,125)。この農業経営者を頂点とする「従属関係の連鎖」が農業全体の発展を担保する。「フランス流の人間の権利」の影響から求められる穀物価格や賃金の国家統制は、「法律や為政者が全く調節できないことを、苦もなく調節する才覚(tact)を示す」(IX,128)市場の働きを阻害し、結局のところ「平等な欠乏、平等な惨状、平等な貧窮」(IX,127)を現出されてしまう。

V コモン・ロー的身分関係の解体と相場と投機精神の蔓延

「フランス流の人間の権利」は、貨幣を「首位もしくはそれに近い位階を占め」させるであろうし、貨幣による結びつき以外のあらゆる結びつきを切断するであろう。バークにとってそれは抽象的な人間を生み出す思想であった。そのような下では市場は「才覚(tact)」を発揮することはできないとバークは洞察する。

たとえば、農業には「安定した生活習慣や地元愛」が必要である。農業は「労苦の多い、しかも金にならない仕事」である。にもかかわらず農業が営まれるのは、こうした愛着があるからである(VIII,239)。ここでいう愛着は、地

理的な土地にとどまらず、そこで育まれる人間関係にたいする愛着をも含んでいる。それだからこそ、バークは、革命フランスが行う、地域の歴史性を捨象した幾何学的な地域区分を、「我々の隣人、そして習慣によって定まった各地方の人間の繋り」(VIII,244)を破壊するものとして厳しく批判するのだ。

しかし、革命フランスで進行している「我々の富が我々を支配する」状況下では「新しい相場師は、みな根っからの山師で、安定した生活習慣や地元愛も持っていないので、紙幣、貨幣、そして土地の市場から儲けを得る見込みがあれば、購入して転売する」(VIII,239)。「土地を思いのまま切り売りし、紙幣を土地に、土地を紙幣にと断えず変換する」ことになれば、「相場と投機が大量の土地の中に入り込んで行き、それと一体化する。こうした作用によって、土地財産は(いわば)揮発性を帯び、不自然で奇怪な活動力を具える」(VIII,238)。ここでは「商業の通常原理」はむしろ有害な結果しかもたらさないのだ。

なるほどバークは「商業の法則は自然の法則であり、したがって神の法則である」(IX,137)と述べている。しかし社会環境の如何に関わらず「商業の通常原理」が常に有益に作用するわけではない。有益に作用するためには富者と労働者の信託関係と雇主と労働者のコモン・ロー的身分関係によって愛着の原理が働くことが不可欠なのである。「状況こそあらゆる社会的政治的な計画を人類に対して有益にも有害にもするのである」(VIII,58)。

報告では、バークの経済的自由主義の主張をその前提に焦点を当てることで考察してきた。そこで明らかになったことは、自由な市場は、階層的な社会秩序によって支えられなければならないとともに、階層的な社会秩序の重要な契機でもあるとのバークの認識であった。「身分から契約へ」という認識枠組から近代化を描く我々からすればバークは時代錯誤な思想家であろう。しかし、バークが、階層的な社会秩序とコモン・ローの下で「500年間の自由の拡大と繁栄の増進」という近代化の成果を享受してきた現実のイギリスの経験を語っていたことを踏まえれば、問われるべきは、近代化を「身分から契約へ」という認識枠組で捉える、あるいは身分関係をほぎ取った抽象的な人間を前提として市場を語る我々のほうではなかろうか。

【参考文献】

- Barry, Norman, 'The Political Economy of Edmund Burke', *Edmund Burke: His Life and Legacy*, I. Crowe (ed.). Four Courts Press, 1997, pp.104-14.
- Deakin S., and Wilkinson F., *The Law of the Labour Market: Industrialization, Employment and Legal Evolution*, Oxford, 2005.
- Maitland, Sir Frederic William, *The Constitutional History of England: A Course of lectures Delivered*, Cambridge, 1908.
- Pateman, Carol, *The Sexual Contract: 30th Anniversary Edition, With a New Preface by the Author*, Cambridge, 1988.
- Pocock, J.G.A., *Politics, Language, and Time*, Chicago, 1989.
- Polanyi, Karl, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Boston, 2001.
- Pound, Roscoe, *The Spirit of Common Law*, Boston, 1921.
- 森建資『雇用関係の生成—イギリス労働政策史序説—』木鐸社, 1988.
- 立川 潔「エドモンド・バークの社会認識とコモン・ローにおける身分概念」『成城大学 経済研究』218号, 2017..
<https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/academic-journals/jtmo420000001iji-att/218-tachikawa.pdf.pdf>
- 立川 潔「エドモンド・バークの社会思想とコモン・ローの基礎理念—法的身分関係と「自由の拡大と繁栄の増進」」『成城大学 経済研究』221号, 2018.
<https://www.seijo.ac.jp/education/faeco/academic-journals/jtmo420000001iji-att/221-tachikawa.pdf>

・立川 潔「エドモンド・バーク社会思想の基底としての大土地所有—法定相続不動産としての自由と国制—」
『成城大学 経済研究所年報』第 33 号,2020.

<https://www.seijo.ac.jp/research/economics/publications/annual-report/jtmo42000000mtr-att/a1595315039832.pdf>

・なおバークからの引用は, 全集(*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, 9 vols., Paul Langford, et al. (eds.), Oxford, 1981-2015)の場合, 巻数と頁数のみを記す。書簡(*The Correspondence of Edmund Burke*, 10 vols. Thomas W. Copeland, et al. (eds.), Cambridge, 1958-1978)の場合, Corr.と略記し, その後に巻数と頁数のみを記す。